

地域の皆さま、本当にありがとうございました。
— ホームヘルパー養成研修（同行訪問）ご協力のお礼 —

6/22、最後のホームヘルパー2級養成研修の修了式を無事終えることができました。これも一重に、地域のご利用者さまのご協力のたまもの。本当にありがとうございました。

これまで、延べ1212名の研修生が先輩ヘルパーと共に自宅を訪問し、研修を行いました。新たに始まる初任者研修では同行訪問はありませんが、今後も、一人でも多くのヘルパーさんを送り出したいと思っています。

★ヘルパーステーション
常勤さん・非常勤さん、募集!!

生きがい・やりがいを求めている
あなたにピッタリ!!

活動の内容;
介護保険や障がい者の
ホームヘルプサービス、
ガイドヘルプサービス、
制度外たすけあいサービス



お問合せは、
ヘルパーステーション
電話072-365-2352 くにし まで

きふ物品 募集コーナー

ご家庭でご不要のものがありましたら
ご寄付ください。よろしくお願ひします。

- * フェイスタオル
- * ハンドタオル
- * バスタオル
- * 紙パンツ
- * 紙おむつ
- * 介護用電動ベッド1台



認定NPO法人を目指して!!

寄付金・賛助金のお願い

*郵便振替口座 00960-4-128743

サンキューネット寄付金口座

*ご寄付頂きましたら、この機関紙
でお名前を掲載させていただきます。

*匿名希望の方は、その旨振込用
紙にご記入下さい。

*賛助会員になっていただける方
は、事務局までご連絡下さい。

☎072-365-2352

サンキューネットは、会の趣旨に賛同した活動会員の活動と、皆さまのご支援によって
支えられています。みなさま、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願ひします。

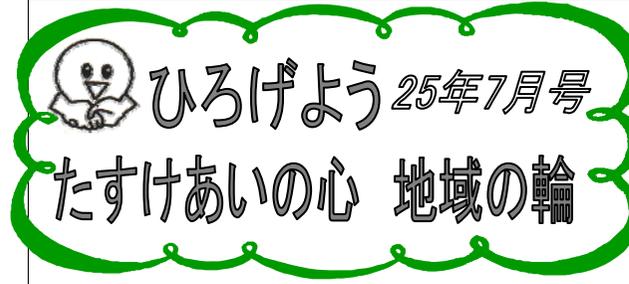
寄付金・きふ物品のお礼

前号ご報告以降に頂いたご寄附を紹介します

きふ物品;M様ダイニングテーブル、H様車イス、
O様十字ハンドルマッサージ器・リハビリ用サンド・温熱マット
寄付金;浦川様3,000円、K様5,000円、I様3,000円、Y様3,000円、N様10,000円、
H様3,000円、IT様3,000円、HT様3,000円、N様5,000円
賛助会費;鴻巣様3,000円
皆さま、本当にありがとうございました。
これまでの寄付金・賛助金の積立金は204,162円になりました。



サンキューネットは、営利を目的としない公益活動法人です。
「住み慣れた地域で安心していつまでも暮らしたい・・・」そんな思いを大切に、
みんなで助け合う地域づくり、まちづくりをめざしています。



発行; NPO法人サンキューネット
住所; 富田林市加太一丁目16番24号
電話; 072-365-2352
Fax; 072-365-2362
メール; san9net@infoseek.jp
ホームページ; サンキューネット で検索

仮認定NPO法人に認定されました!!

平成25年6月27日、サンキューネットは大阪府の認定審査の結果、おかげ
さまで大阪府仮認定2番目のNPO法人になることができました。

平成12年から サンキューネットはNPO法人として活動してきましたが、これ
までよく言われてきたのが、「寄付しても税制優遇はないの?」という問いかけ
でした。

平成13年度の税制改正で認定NPO法人制度が始まり、「認定NPO法人」
に対して行なった寄附を寄附金控除等の対象とする税制上の特例措置が講
じられましたが、寄付金税制のハードルがあまりに高すぎて、サンキューネッ
トは逆立ちしても到底無理だと大きなため息をついてしまいました。

ところが、平成24年法改正があり、「認定NPO法人」が夢ではなくなりまし
た。「仮認定NPO法人への寄附者」に対して税制優遇することで、NPO法人
の活動を税制面で応援する制度(仮認定NPO法人制度)が新たに始まったの
です。

サンキューネットが「認定NPO法人」になるには、仮認定をうけてから3年間
の有効期間内に、[パブリックサポートテスト(PST)の基準]を満たすことが求め
られています。サンキューネットは下記の②での取得をめざしています。

・・・パブリックサポートテスト・・・

- ①直前2事業年度における総収入金額等のうちに占める受入寄附金総額等
の割合が1/5以上であること。
- ②直前2事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の
数が、毎年平均100人以上であること。←(24年法改正で追加されました)

CSW活動掲示板

裏面は 認定NPO法人解説特集記事です

さわやかげんきクラブ(san9net csw主催)
毎月第2木曜日
高辺台小学校の脇の校舎2階集会室
内容; 福祉なんでも相談、介護予防体操、血圧測定など

注; 予告なく日程変更することがありますので、参加希望の方は、
お問い合わせください。 ☎072-365-2352 担当; くにし ゆみこ

「NPO」とは

「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。

(内閣府ホームページより抜粋)

仮認定特定非営利活動法人 (仮認定NPO法人)とは

NPO法人であって新たに設立されたもの(設立後5年以内のものをいいます。ただし、平成27年3月31日までは、設立後5年を超えたNPO法人も申請をすることができます。)のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準(パブリック・サポート・テストは除きます。)に適合したものとして、所轄庁の仮認定を受けたNPO法人をいいます。

(大阪府ホームページより抜粋)

認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)とは

NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

(大阪府ホームページより抜粋)



サンキューネットの歩み

平成10年12月1日活動開始し、平成11年に住民参加型在宅福祉ボランティア団体としてスタート

NPO



平成12年4月3日法人設立登記

NPO法人
(特定非営利活動法人)



平成25年6月27日仮認定取得

仮認定NPO法人



3年後の認定取得をめざしています

認定NPO法人



認定および仮認定の基準

1. パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること(仮認定は除きます)
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適切であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること

上記の基準を満たしていても、暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

(内閣府ホームページより抜粋)

認定NPO法人制度

この制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、法改正により、所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設され、平成24年4月1日から実施されています。

(大阪府ホームページより抜粋)

認定NPO法人と仮認定NPO法人の違い

	認定NPO法人	仮認定NPO法人
申請可能な法人	設立後1年を超える期間を経過しているNPO法人	設立後1年を超える期間を経過しており、かつ5年以内のNPO法人(ただし、平成27年3月31日までは5年を経過している法人も可能。)
認定の基準	8つの基準をすべて満たしていること	8つの基準のうち、パブリックサポートテスト(PST)以外の7つの基準を満たしていること
税制優遇	認定・仮認定共通 1 個人が寄附をした場合の寄附金控除(所得税) 2 法人が寄附をした場合の損金算入制度枠の拡大 認定NPO法人のみ(仮認定は3・4は対象外) 3 相続財産を寄附した場合相続税の課税対象から除外される。 4 認定NPO法人が収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額は、寄附金の額とみなし(みなし寄附金)、損金算入できる。	